

# 二説明資料

令和5年11月

# ヒアリング(長崎) 質問項目(案) <36回資料再掲>

ヒアリング実施に当たっての問題意識について、下記のとおり整理

## 【要求基準4】

IR区域の土地の使用の権原をIR事業者が既に有し、又はその権原をIR事業者が取得する見込みが明らかにされ、及びIR施設を設置するために必要となる資金を調達する見込みが明らかにされるなど、IR施設を確実に設置できる根拠について妥当性が認められるものでなければならない。



1:出資・融資予定者から提出されたレターの内容などからみて、出資・融資が確実に実施されるといえるか。

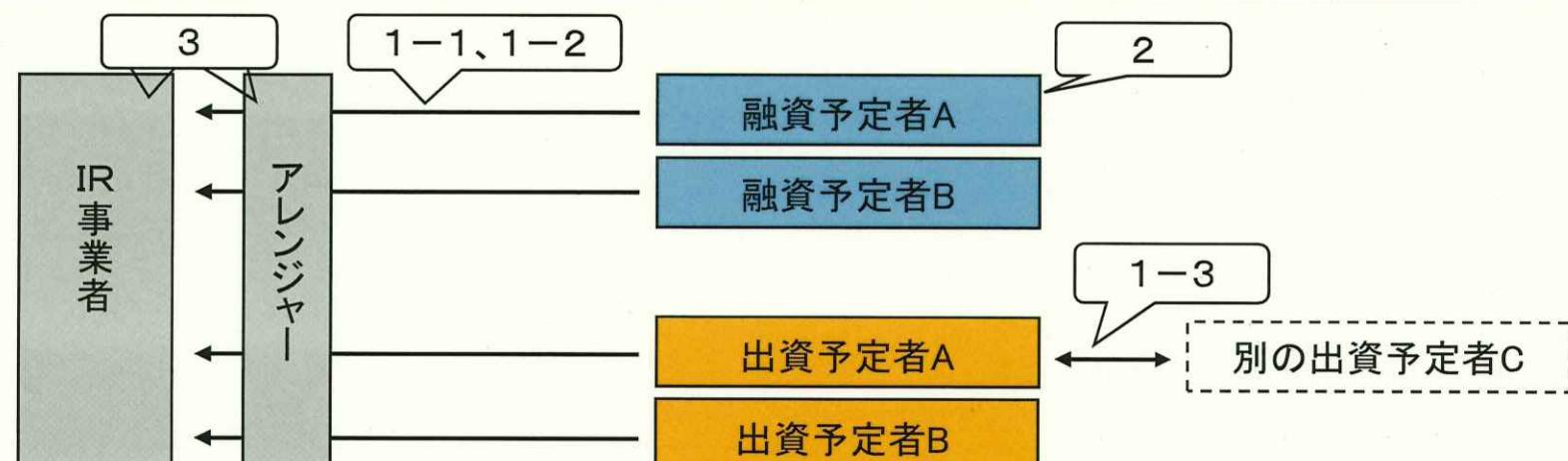
1-1:出資・融資予定者からIR事業者・アレンジャーに対し、出資・融資を確実に実施する約束がなされているといえるか。

1-2:レターの宛先からみて、IR事業者に対し資金拠出がなされる形となっているか。

1-3:今後、出資・融資予定者が入れ替わる可能性はないといえるか。

2:出資・融資予定者に十分な資金力が確実にあるといえるか。

3:IR事業者・アレンジャーは資金ストラクチャー通りの資金調達を確実に履行できるのか。そのために、必要な情報を把握できているか。



### 【要求基準11】

カジノ事業の収益が設置運営事業の実施に活用されることにより、設置運営事業が一の設置運営事業者により一  
体的かつ継続的に行われると認められるものでなければならない。

### 【要求基準15】

IR整備法に基づきIR事業者が自ら実施するカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うた  
めの措置並びに国や都道府県等が実施する施策への協力が事業基本計画に記載されているとともに、その記載  
された措置をIR事業者が適切に実施すると認められるものでなければならない。



4:現在の資金ストラクチャーの体制の中で、区域整備計画を着実に実施するノウハウがあるといえるのか。

# ヒアリング(長崎 10/26) 結果概要

○ヒアリングにおける申請者の説明内容について、下記のとおり整理。

特段の記載がない限り長崎県による説明内容

## 1. 資金拠出予定者から提出されているレターの内容について

- レターの内容は、海外でIRの事業実績を持つ の弁護士事務所や国内大手の法律事務所が作成しており、標準的な内容と認識。
- また、数多くの類似事業実績をもつアレンジャー・海外の資金拠出予定者におけるリーガルチェック・内容の合意の下でレターが提出されている。
- これらのことから、資金調達の確実性を有していると認識している。

## 2. 設立後間もない出資者における資金調達の実績について

- 新設されたばかりの [REDACTED] は [REDACTED] から長崎IRに関する権利委譲を受けており、[REDACTED] に提出されていた主要な者のレターは [REDACTED] に再提出されていることから、資金拠出予定者との信用関係が継続していると認識。
- [REDACTED] の代表: [REDACTED] 、 [REDACTED] は海外における豊富な資金調達実績がある。また、[REDACTED] は世界 [REDACTED]箇所において、IR・カジノ施設の開発・再開発・運営実績がある。

## 3. 資金ストラクチャーの変遷について

- 当初のアレンジャーは、[REDACTED] と [REDACTED] だったが、IR事業者にとって有利な資金調達ができるよう、競争原理を期待して [REDACTED] が参画した。今般、[REDACTED] がアレンジャーに追加され、体制が強化された。
- [REDACTED] については、IR事業者・[REDACTED]・[REDACTED] における協議の結果、新たに [REDACTED] を設立し出資を行うことになったと理解している。
- [REDACTED] については、昨年4月時点では参画していたが、今は完全に抜けており、今後入ることもない。

# ヒアリング(長崎 10/26) 結果概要

## 4. アレンジャーの変更の経緯・役割分担について

### ( [ ] のMLA(主幹事行)への参画)

- [ ] がMLAを担うことは、[ ] から出資・融資予定の企業名が記載されたレターが出されており、客観的に見て明らか。IR事業者・各アレンジャー間で認識されている。
- [ ] 従前より、[ ] との間でアレンジに関する協議が続けられていたものと認識。資機材・人件費の高騰による資金調達総額の上振れの可能性等を踏まえ、IR事業者・各アレンジャーの協議の上、[ ] が参画することになったと報告を受けている。

### ( [ ] の法的拘束力)

- 【CAIJ】[ ]
- [ ] がMLAに参画したことでの役割は相対的に縮小されると認識。[ ] が対応できない場合は残りのアレンジャーがカバーする。アレンジャーは自らが資金拠出を行うわけではないため影響は限定的。

### (各アレンジャーの役割分担)

- [ ] のタームシートは全てのレターに対し適用されるものと認識。[ ] からは以前よりも低金利のタームシートが提出されており、[ ] 参画による競争原理によるものと認識。アレンジャーの顧客が重なった場合、IR事業者にとって好条件を引き出せるアレンジャーが優先され、[ ] がその他アレンジャー間の調整役になると認識。
- 現時点では、[ ] と [ ] を通じた資金拠出予定者はいないが、引き続きアレンジャーとして存在している。新たな会社をアレンジできればアレンジャーとして機能する。
- 各アレンジャーが調整中の資金拠出者は具体的に把握していない。アレンジャー自身は把握していると認識。【CAIJ】一部把握している。

○ (各アレンジャーの役割分担) 1 ポツ目  
誤: タームシート  
正: タームシート

## 5. [REDACTED] の経営状況について

- のHPを確認し、■に■金融当局から管財清算命令が通知されていること、■金融当局の命令に従い利用可能な資金を円滑かつ効率的に分配するとされていることを認識。
- 現時点では、■国際金融機関リストに■の名前が記載されている。
- の経営状況に関する報道を受け同社に対し経営状況を確認したが、その後レターの提出があった。現在の資金ストラクチャーにおいて■は予備枠となり、8月以降の経営状況は把握していない。

## 6. 資金ストラクチャーの調整状況について

- IR事業者、CAIJ、■が■等と協議を行い、レター提出企業の中から、総額約4,300億円を形成する企業を選定。【CAIJ】同じ認識である。
- 資金ストラクチャーはIR事業者と長崎県で協議して作成。資金ストラクチャーの全体像を最も把握する者が誰なのか、把握していない。
- 現在の資金ストラクチャーから悪い状態にはならないという意味で、当該資金ストラクチャーを確定版として審査いただきたい。計画認定後、金融情勢や資金拠出者の事情等を踏まえ、内容が良くなる可能性有り。
- 資金ストラクチャーが変遷しているとの指摘について、区域整備計画に記載している出資・融資割合、出資における海外・国内の割合は変わっていない。現在の資金ストラクチャーが最終版であることをIR事業者にしっかりと伝える。今後、資金ストラクチャーが変更されることはない。

## 7. IR整備やカジノ事業のノウハウ・実績を有する主体について

- カジノ施設の運営はCAIJの親会社であるCAIが中心的な役割を担う。CAIJに対するCAIの出資額は■だが、開発マネジメント契約等を締結し、支援体制を構築。
- IR事業者の役員に■が就く予定であり、カジノ施設以外のノウハウをカバー。5

## ヒアリング(長崎 10/26)を踏まえた問題意識・確認事項(案)

### 【要求基準4】

1-1:出資・融資予定者からIR事業者・アレンジャーに対し、出資・融資を確実に実施する約束がなされているといえるか。

ヒアリングでは、資金拠出予定者から提出されているレターの内容について、海外標準の内容であることや弁護士事務所が原案を作成していること等を理由に、資金調達の確実性を有しているとの説明。  
⇒レターの内容から見て、出資・融資が確実になされるといえるのか確認するべきではないか。

### <確認事項>

- ①9月4日に提出されたレターの中には(■■■■■、■■■■■等)、撤退した■■■■■及び■■■■■と同程度の内容が見受けられるが、これらの企業は出資を確実に実施するといえるのか。
- ②主幹事行である■■■■■をはじめ、各アレンジャーから提出されているレターには法的拘束力がないことが明記されているが、出資・融資を確実に実施するといえるのか。
- ③出資・融資予定者のレターの中には(■■■■■、■■■■■等)、法的拘束力がないことが明記されているが、出資・融資を確実に実施するといえるのか。
- ④主幹事行である■■■■■では法的拘束力のないレターを提出した者をリスト化しているが、リストアップされた主体は出資・融資を確実に実施するといえるのか。

## ヒアリング(長崎 10/26)を踏まえた問題意識・確認事項(案)

### 【要求基準4】

1-2:レターの宛先からみて、IR事業者に対し資金拠出がなされる形となっているか。

3:IR事業者・アレンジャーは資金ストラクチャー通りの資金調達を確実に履行できるのか。そのために、必要な情報を探しているか。

ヒアリングでは、IR事業者・CAIJ・[REDACTED]が[REDACTED]等と協議して資金調達総額約4300億円を調整しているとの説明。

→IR事業者が資金ストラクチャーを把握できているのか確認するべきではないか。

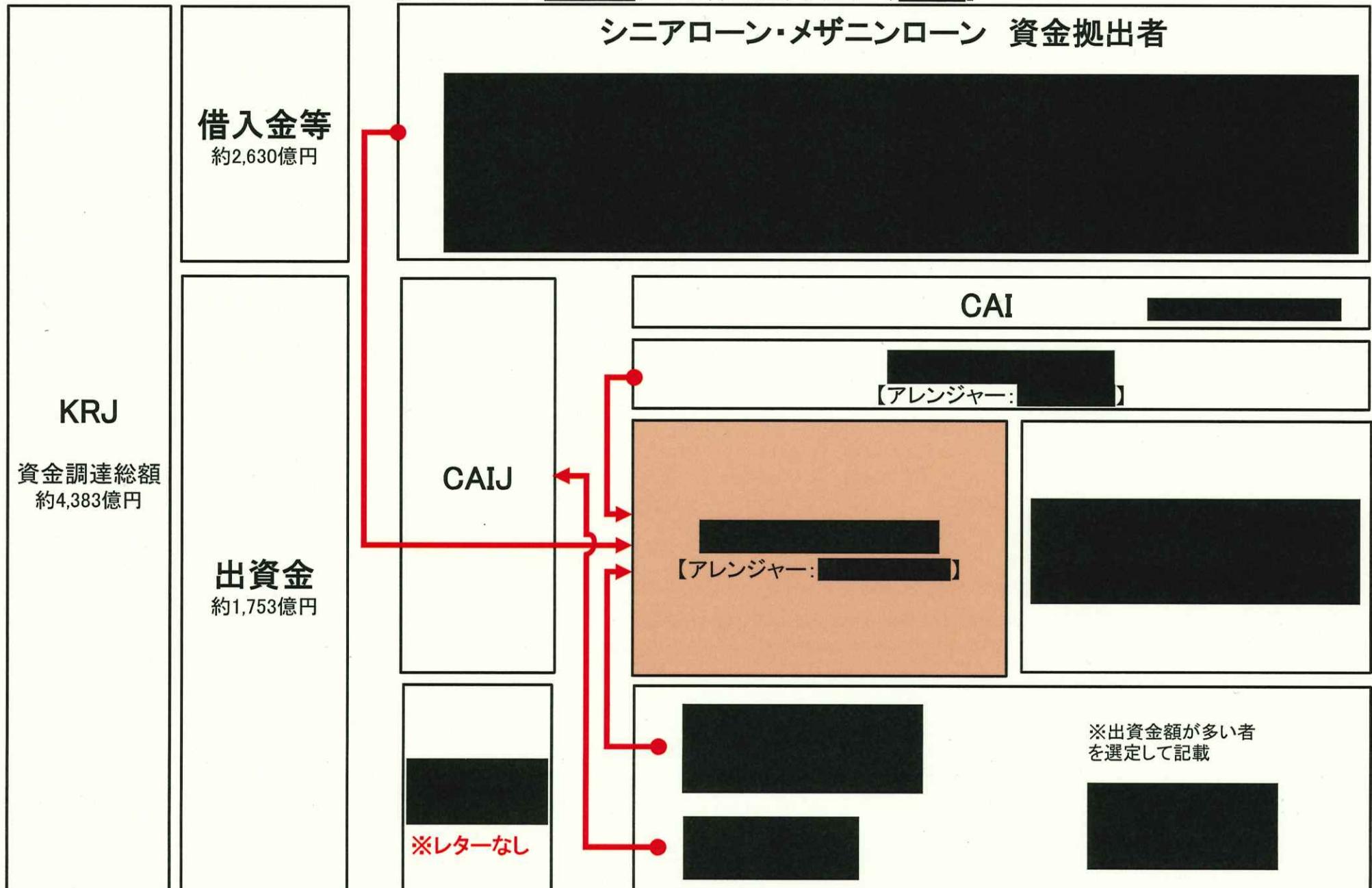
### <確認事項>

⑤資金拠出予定者から提出されているレターの宛先と資金ストラクチャーの資金の流れが整合しておらず、資金ストラクチャーの全体像を把握している者がいないのではないか。

# 【論点】IR事業者の資金調達能力

<35回資料再掲>

## 資金拠出先とレターの宛先の比較



## ヒアリング(長崎 10/26)を踏まえた問題意識・確認事項(案)

### 【要求基準4】

1-3:今後、出資・融資予定者が入れ替わる可能性はないといえるか。

ヒアリングでは、アレンジャー同士が競争関係にあり顧客が重なった場合はIR事業者にとって有利な条件を出すアレンジャーが優先されるとの説明。一方で、現在の資金ストラクチャーからこれ以上悪くならないという意味で、現在の資金ストラクチャーを確定版として審査いただきたいとの説明。  
⇒資金ストラクチャーが確定しているといえるのか確認するべきではないか。

#### <確認事項>

- ⑥アレンジャーが競争関係にあるということは、今後、資金拠出予定者が変わる可能性があるのではないか。
- ⑦出資・融資予定者のレターの内容とは異なる金額により資金調達額約4,300億円が作られているほか、資金調達総額に含まれていない企業(予備枠の企業)が存在する状況であるところ、出資・融資予定者とこれらの点について調整は済んでいるのか。

## ヒアリング(長崎 10/26)を踏まえた問題意識・確認事項(案)

### 【要求基準11・15】

4:現在の資金ストラクチャーの体制の中で、区域整備計画を着実に実施するノウハウがあるといえるのか。

ヒアリングでは、開発マネジメント契約によりCAIのカジノ施設の運営ノウハウを活用する、IR事業者の役員として海外のIRに携わった者を迎えることでカジノ施設以外のノウハウをカバーする、との説明。

⇒IR事業の運営実績・ノウハウを有している者の意見が反映される体制が構築されているといえるか確認すべきではないか。

#### <確認事項>

- ⑧CAI・CAIJは、IR事業の運営実績・ノウハウを有するのか。CAIと民間契約を結んだとしても、IR事業者の経営に対するCAIの発言権が小さく、CAIのノウハウを活用できる体制があるといえるのか。CAIの [REDACTED] 中で、確実な出資は見込めるのか。
- ⑨[REDACTED] は、IR事業の運営実績・ノウハウを有するのか。当初、[REDACTED] は、出資するだけでなく、IRの開発やホテル・レストラン経営のノウハウの提供等の役割も果たすことが計画されていたところ、[REDACTED] はそのような役割を果たせるのか。
- ⑩[REDACTED] に出資する [REDACTED] は、IR事業の運営実績・ノウハウを有するのか。
- ⑪カジノ施設以外のIR事業の運営実績・ノウハウを有する者は誰なのか。具体的にどのような企業と開発マネジメント契約を結ぶ予定なのか。IR事業者においてカジノ収益を活用した再投資や公益還元を行うことができるのか。

## 今後の進め方(案)

### <ヒアリング後の対応>

- ・ヒアリングの結果を踏まえつつ、引き続き論点を整理。

### <次回の審査委員会>

12月1日(金) 第38回審査委員会(予定)